□ ○ 指定障害児通所支援事業者の指定 □ 次	2682号	岡山県公報 ※行	11 岡山県
日 次 日	第12	L リ イ 幸	ļī L
【告 示】 (集 示) (指定障害児通所支援事業者の指定 (道路の区域変更	ĺ		担当課(室)
○ 指定居宅サービスの事業の廃止 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		告示	
○ 道路の区域変更 ○ 1	\bigcirc	指定障害児通所支援事業者の	指導監査課
○ 道路の区域変更 ○ 1 1 2 2 3 3 4 5 4 5	0	指定居宅サービスの事業の廃	"
○ 道路の供用開始 ○ 北地改良事業の工事完了 ○ の完了 部改正 での一部改正 (県例規集登載) ○ (県例規集登載) ・ 地 選		道路の区域変	道路整備課
○ 土地改良事業の工事完了 ○ 小 川		道路の供用開	IJ
○ 土地改良事業の工事完了 ○ 小		公	
○ パーツ (県例規集登載) ○ の完了 ○ 別発許可を受けた開発行為に関する工事 定の一部改正 「企の一部改正 「企を番その他の派出所及び駐在所の名称、 (県例規集登載) 「関する規則の一部を改正 ・する規則の一部を改正 ・世の、 (県例規集登載) ・地 ・地 ・地 ・地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	\cap	土地改良事業の工事	耕地課
○ 公共測量の終了 ○ 別発許可を受けた開発行為に関する工事 ○ 別発許可を受けた開発行為に関する工事 定の一部改正 「企の一部改正 「保例規集登載) 「は選挙管理委員会」 「県例規集登載) 「関連を行うことができる施設の指 でを番その他の派出所及び駐在所の名称、 地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			"
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事 の完了 「選挙管理委員会」 「県例規集登載) 「場外ができる施設の指定の一部改正 「県例規集登載) 「場外ができる施設の指とので番その他の派出所及び駐在所の名称、 地で は	$\overline{}$	公共測量の終	監理課
○ 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『	$\overline{}$	開発許可を受けた開発行為に関する工	建築指導課
1 (県例規集登載) に関する規則の一部を改正 (県例規集登載) である規則 (県例規集登載) に置及び所管区に関する規則の一部を改正 がる規則 (県例規集登載) 地で番その他の派出所及び駐在所の名称、 地で (県 (の)		完	
○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 (県例規集登載) 【 選挙管理委員会 】	$\overline{}$		IJ
【選挙管理委員会】 定の一部改正 (県例規集登載) (県例規集登載) で番その他の派出所及び駐在所の名称、 地で置及び所管区に関する規則の一部を改正 する規則 ・地できる施設の指 選挙管理委員会】 ・地できる施設の指 選挙管理委員会】	\cap		IJ
で番その他の派出所及び駐在所の名称、 位置及び所管区に関する規則の一部を改正 位置及び所管区に関する規則の一部を改正 地で移る規則 (県例規集登載)		【選挙管理委員会】	
定の一部改正 (県例規集登載) (場例規集登載) (場例規集登載)		不在者投票を行うことができる施設の	選挙管理委員会
(県例規集登載) (県例規集登載) (県例規集登載) する規則 (県例規集登載)		の一部改	
(県例規集登載) ○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、 地 する規則 (場別の一部を改正		県例規集登載	
○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、 地		公安委員会	
(県例規集登載る規則) (県例規集登載置及び所管区に関する規則の一部を改		交番その他の派出所及び駐在所の名称	地域課
(県例規集登る規則		置及び所管区に関する規則の一部を改	
県例規集登		る 規	
		県例規集登	

令和七年三月七日り、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。 り、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定によ◎岡山県告示第八十六号

名称及び所在地

岡山県知事

原 木

隆

太

2

2 所在地 2 所在地 2 所在地 ○ 一一

主たる事務所の株式会社Co

 \equiv 指定年月日

津山市河面一八七

の の 所 o

在 m 地 o

令和七年三月一日

三三五〇三〇〇二九三 事業所番号

兀

五.

放課後等デイサービス

岡山県公報 第12682号 令和7年3月7日

◎岡山県告示第八十七号

り指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、 次のとお

名称及び所在地

木

太

事業所の

社会福祉法人 奈義町社会福祉 議会指定訪問介護事業所

事業者の名称及び主たる事務所の所在地岡山県勝田郡奈義町豊沢三二七番地一

所在地 社会福祉法人 奈義町社会福祉協議会

廃止の届出を受理した年月日 岡山県勝田郡奈義町豊沢三二七番地

 \equiv

介護保険事業所番号

令和七年三月三日

兀

三三七三六〇〇六四六

五.

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を◎岡山県告示第八十八号 次のとおり変更する。

に供する。 その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一 般の縦覧

令和七年三月七

道路の区域 道路の種類 県道

備前牛窓線

三二一

備前市浦伊部字操上五九三番六地先まで備前市浦伊部字洲本八八番二地先から 備前市浦伊部字操上五九三番六地先まで備前市浦伊部字洲本八八番二地先から 区 別 旧 新 七 七 7 二四 二四 ル \widehat{A} 延 八 ル

岡山県知事 伊 木 隆

太

次のとおり開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、道路の供用を◎岡山県告示第八十九号

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一 般の縦覧

令和七年三月七日

岡山県知事 伊 木 太

月七日 年三	(上五九三番六地先まで) 本八八番二地先から	備前市浦伊部字操上開備前市浦伊部字洲本品	備前牛窓線	県道
年供用開始	間	区	路 線 名	種 道 路 類の

岡山県公報 令和7年3月7日 第12682号

令和七年三月七日より、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。〔七九〕土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第一項の規定に

高崎土地改良区事業主体

地

宮下東沖新開水路

区

岡山県知事 かんがい排水

原

太

令和七・ 完了年月日 .

より、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。〔八○〕土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第一項の規定に 令和七年三月七日

		岡山県知事 伊 原	原木 隆 太
事業主体	地区名	工種	完了年月日
^九 島湾土地改良区	西七区支線131号	かんがい排水	令和七・ 二・二
,,	七区支線 48	"	令和七・ 二・二
"	北七区支線50号2	"	令和七・ 二・二

" " 児

十四条第二項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知が〔八一〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第

令和七年三月七日

太

原地内 量 区	
内内量	
邑	
田工	
豊 域	
公測	
八 測 量 量 = 量	
三 級 基 の 進	
点 測 種 量)	
類	
令 終	
七	
月二年	
十 月 月	
H H	

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔八二〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による

令和七年三月七日

の名称岡山県知事 原

木

太

赤磐市日古木字池之内八〇二番一開発区域又は工区に含まれる地域の

許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市東区城東台西三丁目三番一四号

國定 男宏

許可年月日及び許可番号

令和六年十月二十八日岡山県指令建指第三○二号

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔八三〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による

令和七年三月七日

伊 原 木

太

許可を受けた新り……赤磐市岩田字山之上八一一番三、八五五番二赤磐市岩田字山之上八一一番三、八五五番二開発区域又は工区に含まれる地域の名称開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市岩田二六九番地レオネクストソレイユ許可を受けた者の住所及び氏名

Α

 \bigcirc

令和六年十二月九日岡山県指令建指第三三四号許可年月日及び許可番号

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔八四〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による

令和七年三月七日

の名称岡山県知事

伊

原

木

太

総社市小寺字明見三一〇番二開発区域又は工区に含まれる地域

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目二四番地一〇六SUN s, G Α R D EN中央Ⅱ二〇二

令和七年一月八日岡山県指令建指第三六一号許可年月日及び許可番号

一部を次のように改正する。 平成二年岡山県選管告示第八十一号(不在者投票を行うことができる施設の指定)の 岡山県選管告示第十五号

令和七年三月七日

山県選挙管理委員会

見市神郷下神代一九五七」に改める。 ム元気の家」に改め、表身体障害者支援施設の項中「新見市神郷下神代一九五五」を「新表老人ホームの項中「特別養護老人ホーム杉の子「元気の家」」を「特別養護老人ホー

◎岡山県公安委員会規則第二号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和七年三月七日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則(平成六年岡山県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一号の表富山交番の項中「倉富、 倉田の一部、 湊の一部、 **倉益」を「湊の一部、倉富の一部、 倉益の一部」に改め、** 同表東岡山駅前交番の項中 雄町の一部」を削り、 同表平

井交番の項を次のように改める。

一号の表三蟠交番の項を削る。

岡山市中区倉田四九八番地八

倉田交番

岡山市中区のうち平井、 部、 倉田、 倉富の一部、 平井一丁目、 倉益の一部、 平井二丁目、平井三丁目、平井四丁目、 江並、 藤崎、 桑野、 沖元、 平井五丁目、 平井六丁目、 平井七丁目、 湊の

附則

この規則は、 令和七年三月十日から施行する。ただし、第一号の表東岡山駅前交番の項の改正規定は、 公布の日から施行する。